

えん罪被害者の声に応え、再審法の改正をたたかい取ろう！

再審・えん罪事件全国連絡会 第28回総会決議

昨年7月、大津地裁が日野町事件の再審開始を決定し、本年3月には湖東記念病院事件で検察の特別抗告が棄却され、再審開始が確定した。こうした大きな前進を勝ち取った滋賀の地で、私たちは第28回目の総会を開催し、全国から寄せられた冤罪とのたたかいの貴重な教訓を学びあつた。

再審無罪へとめざましい勝利の展望を切り開いた事件とともに、確定判決の墨守を法的安定性と勘違いし、誤った判決にしがみつく検察や裁判所の硬直した抵抗も、またすさまじいものがある。前記日野町事件では、検察の不当な即時抗告によっていまだ再審が開始されず、湖東記念病院事件では、再審公判で有罪立証さえ放棄せざるを得ない体たらくでありながら、特別抗告まで行って再審を妨害し続けた。

地裁・高裁の開始決定を取消し、請求棄却を自判した大崎事件第3次請求に対する最高裁第一小法廷の決定が、裁判官全員一致だったという事態は、ふたたび司法反動の時代を予期させかねない。

こうした事態を生んでいる第一の要因は、検察官による再審開始決定への不服申し立てが認められていることにある。しかも大崎第3次請求に対する最高裁決定に見られるように、検察の抗告を刑訴法433条の抗告理由にあたらないとして退けながらも、「職権行使」による独自の事実認定で自判できるかのような先例をつくったことは、検察による抗告に、いっさいの歯止めがなくなるきわめて深刻な事態である。

岩を山の頂上まで何度も何度も繰り返し運び上げさせる、ギリシャ神話のシジフォスのような苦しみを、ようやく再審にまでこぎ着けた冤罪被害者に強いることの非人道性や合理性のなさは明らかである。

再審開始決定に対する検察官の不服申し立ては、法で禁じる以外にない。

また、ほとんどすべての再審事件で、無罪を勝ち取る要因が、検察が隠し持っていた「新証拠」であるという事実は、あらゆる証拠が事前に被告人と弁護人に開示されることこそ、えん罪を防止するもっとも効果的な方法であることを証明している。

だが現実は、湖東記念病院事件に見られるように、警察が検察送致さえしなかった証拠の中に、無罪の決定的証拠が隠されていたという、あってはならないことも露呈している。

再審における証拠開示規定は、2016年までの刑訴法改正の過程でも完全に取り残され、「今後の検討課題」として附則に残されただけである。

証拠開示は、今こそ国民の各層から広く意見をつけて公開の場で論議し、早急に実現しなければならない。

本年3月「冤罪犠牲者の会」が発足し、当事者が先頭にたって刑訴法、再審法の改正の緊要性を訴える運動を起こした。こうした当事者の声の切実さ、その苦しみの深さを、立法府にも届くよう、私たちはともに運動を押し広げ、必ずや再審法改正を実現して行く。以上、決議する。

2019年12月2日

再審・えん罪事件全国連絡会第28回総会参加者一同